

自主・自立 共働・共助

公益社団法人 彦根市シルバー人材センター



事務局たより

No.264

(2026年3月号)

下記の相談・説明会参加時は、マスクを着用し、体調不良時は、連絡のうえ、療養ください。

◎**就業相談** ※就業をしている会員の方のご相談をお受けします。

日時： **祝日のため中止**

会場：中老人福祉センター（シルバー前）小集会室（1階）

◎**未就業相談** ※就業をしていない会員の方のご相談をお受けします。

毎週水曜日実施（場所＝シルバー人材センター紹介相談室）

※ 第3週のみ就業相談と併せて実施します。[3月は中止]

★ 事前に事務局までお申し込みください。

◎**入会説明会**

日時：3月12日（木）・26日（木） 13時30分から

会場：シルバー人材センター紹介相談室

◎**出前入会説明会**

日時：3月4日（水） 10時から11時30分

会場：ハローワーク彦根 1階第2会議室

◎**女性向け入会説明会**

日時：3月16日（月） 13時30分から

会場：当センター紹介相談室

◎**配分金・賃金 振込予定日**

配分金 (請負)	3月23日（月）	賃金 (派遣)	3月19日（木）
	4月20日（月）		4月20日（月）
	5月20日（水）		5月20日（水）

会員でないお知り合いの方に、お声かけください！

〒522-0056 彦根市開出今町 1419

TEL.0749-22-5622 E-mail : hikone@sjc.ne.jp

FAX0749-26-4800 URL : <https://webc.sjc.ne.jp/hikone/>

正会員数 1,044 人
男性 661 人 女性 383 人
(2月24日現在)

令和8年度の会費について

令和8年度（2026年4月～2027年3月）の会費は**4月20日振込み予定の配分金から引落とします**。年会費は**2,400円**です。

3月分の配分金が 2,400円以下 の会員の方や 派遣のみ に就業している会員の方については、配分金からの引落としができませんので、**4月に入ってから** 現金で事務局へお支払いをお願いします。

現金でのお支払いの方法、受付期間など、詳しいことは『事務局たより』4月号でお知らせします。

【退会届の提出】

センターでは、就業だけでなく、サークル活動、各種講座、研修会を実施しております。今一度、ご自身の生活に合わせた仲間づくりや生涯現役として地域で活躍できるシルバー会員の存在意義を検討いただいた上で、やむを得ず、退会を希望される会員の方は、必ず **3月6日(金)までに退会届を提出**してください。

期日までに退会届が提出されないと、配分金から会費が引落されてしまいます。
一旦引落された会費は、返金できませんのでご注意ください。

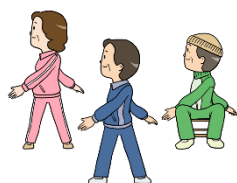
令和8年度 **プラチナ会員** 登録受付

4月以降、プラチナ会員に移行することを希望する会員の方は、**3月6日(金)までに事務局へ申込んでください**。

年度の途中でプラチナ会員になることはできません。



プラチナ会員とは・・・年会費1,100円



加齢や健康状態などのために就業が困難になった場合でも、退会せずにプラチナ会員として登録することができます。プラチナ会員になると、就業はできませんが、センターの総会やボランティア活動、サークル活動などに引き続き参加することができます。

ただし、プラチナ会員の登録には、センターの会員として過去に1年以上の実績（在籍も可）が必要です。

就業会員募集

事務局

電話: 22-5622

FAX: 26-4800

業務内容・就業先	募集人員	就業時間・期間	応募締切	その他
<請負> 事務所内清掃作業 近畿予防医学研究所 (小泉町)	1名	基本: 2~3日/週 7:40~9:10 土日祝休み	決定次第	担当 小森
<請負> こんきくらぶポスティング業務	各1名 ~2名	①大東町 300部 ②松原町 300部 配布していただける方	決定次第	担当 青山
<請負> 広報ひこねポスティング業務	4名 ~5名	広報ひこね 5/1号より ①平田町北、中、南を200~300部程度 配布していただける方	決定次第	担当 青山
	1~2名	②高宮町前浦 600部 配布していただける方		
<請負> ご城下にぎわい市での販売、レジ業務(スマレジ) 彦根観光協会 (彦根城内特別テント内)	5名程度 ★条件有	3/20(金)~5/6(水) ① 9:00~17:30 (1時間休憩) ② 9:00~13:00 ③13:00~17:30 シフト制①②③に対応できる方 1~2名で就業	3月6日 (金)	担当 青山
《派遣》 コンテナ車からの荷物降ろし作業 (株)キントーTDCセンター (小泉町)	2名	8時もしくは9時から2時間程度 2~3日/週 シフト制	決定次第	担当 青山
《派遣》 放課後児童クラブ 高宮小学校	1名	①14:30~17:30 ②8:00~18:00(長期) 月~土 日曜日は休み 長期は午前、午後の就業	決定次第	担当 廣田
<請負> 野外カート回収業務 カインズ彦根 (馬場2丁目)	複数名	①10:00~14:30 ②14:30~19:00 シフト制 ※雨天時も就業あり	決定次第	担当 寺村
<請負> 屋外清掃業務 滋賀縣護国神社 (尾末町)	1名	1回/月 午前2時間 毎月15日の1~2日前	決定次第	担当 小森
《派遣》 クリーニング店受付 金山クリーニング (長曾根南町)	1名	早番 9:30~14:30 遅番 14:30~19:30 土・日・祝日 勤務あり シフト制 週4日勤務	決定次第	担当 小森

業務内容・就業先	募集人員	就業時間・期間	応募締切	その他
就業募集は「事務局たより」以外に、その都度、事務局廊下の求人ボードに掲示・携帯でのショートメッセージで配信することがあります。携帯への配信で、 ① NTTドコモ・au・楽天モバイルをお持ちの方は「050-5491-4105」の番号 ② ソフトバンク・Y!モバイルをお持ちの方は、「242244」の番号からのメッセージ ※詳しくは事務局まで。(注) 心当たりのない番号には要注意を!				

『シルバーひこね』 原稿募集

広報紙『シルバーひこね』第106号(7月1日号)の原稿を募集しています。

◆**随想** シルバーでの就業や研修会の感想、趣味の紹介、
旅行記、日常雑記など
400字～600字程度でお願いします。

粗品進呈!

◆**俳句・短歌・川柳など** 1人3首以内でお願いします。

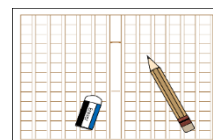
◆**絵画・写真・手芸など**

1人3点以内でお願いします。広報紙には写真を撮って掲載します。

〆切り 4月17日(金)

*ご応募いただいても編集の都合で掲載できない場合があります。

*原稿は加筆・修正することがあります。ご了承願います。



① 「認知機能検査 MOGI」を実施しております。

75歳からの運転免許更新時は、必ず認知機能検査を受けなければなりません。
事前対策として模擬体験をしませんか。(随時受付)

場 所 彦根市中老人福祉センター1階会議室

費 用 300円(会員)・500円(非会員)

問合せ 26-0869

② 「パソコン相談室」を開催しております。

スマホやパソコンなどでお困りごとはありませんか?

メールやラインなど日常で使用する事など相談できます。

日時：毎月、第1・第3 火曜日 13:30～ 予約制

無料ですので、気軽にご相談ください。

会員
募集中

会員の紹介や、お仕事の紹介をいただいた方には、
ささやかですが粗品を進呈しています。

用紙は事務局にあります。

仕事の紹介カードは事務局へお持ちください。

会員紹介カードは入会説明会に持参してもらって下
さい。紹介された方にも粗品をお渡しします。

各サークルからのお知らせ

第101回 シルバーゴルフを楽しむ会コンペのご案内

幹事：松久 努 ・ 川村 俊二

余寒の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
まだまだ寒さが厳しい今日この頃ですが、4月になれば暖かな日々が参るものと思っ
ております。そろそろ冬眠から覚めてゴルフを大いに楽しみませんか。

さて、永らくお待たせを致しましたが、本年度第1回目のゴルフコンペを企画致し
ましたので、お知らせするとともにご案内申し上げます。

万障お繰り合わせの上、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

日 時 令和8年4月3日(金)
場 所 日野ゴルフ倶楽部 クイーンコース
〒529-1611 蒲生郡日野町柚 1146-1
TEL 0748-52-2115
FAX 0748-53-1427
スタート 8:32 アウト・イン 同時スタート (9組)
費用 9,000円(昼食付)
参加費 1,500円(賞品代ほか) *会員以外は¥2,000
申込み〆切 3月15日(日)
申し込み 川村まで 出来るだけショートメール(SMS)にて。
TEL090-4288-2230

*9組揃い次第締め切りますので、早めの申し込みをお願いします。

健康マージャンサークル

3月の健康マージャンは、次の日程で開催いたします。

開催日 : 3月6日(金)・13日(金)・27日(金)

時間 : 各日 13:00~16:30

場所 : 彦根市中老人福祉センター1階

👏👏 役満賞(小四喜)が出ました。(浅井正貴さんおめでとう!!) 👏👏

水彩画サークル

一緒に水彩画を描きませんか。

たくさんのご参加をお待ちしております。

毎月第2火曜日 午後1時30分~午後4時

※ 水彩画の道具などは各自で用意していただきます。



歩こう会

今年最初、3月の歩こう会は、京都駅から近い東本願寺・西本願寺を散策します。

実施日：令和8年3月13日（金）

（雨天の時は連絡します）

申込先：090-3488-3150（外村辰雄）

070-3364-4278（平田ちよ子）

締切：令和8年3月8日（日）

集合場所：JR彦根駅に8時15分集合（彦根駅発8:34）

費用：電車代 2,340円（往復）、保険代 100円、写真代 100円

その他：昼食は少し遅くなりますが、東・西本願寺を散策して京都駅に帰ってきて、京都駅で解散します。

各自、京都駅周辺で昼食やお買い物を楽しんでください。

参考：彦根8:34→南彦根8:37→河瀬8:40→稲枝8:43→京都9:37

※彦根駅以外から乗車の方は、各自、京都駅まで切符を購入してください。

※車両の前2両目に乗車して下さい。



（東本願寺）

お知らせ

「シルバー人材センター会員等の介護予防効果に関する調査研究」の結果について

公益社団法人ダイヤ高齢社会研究財団の機関紙「ダイヤニュース」最新号に掲載され、「日本健康医学会雑誌 2025 年第 34 巻 4 号」で学会発表されました。

調査研究結果では、シルバー人材センターでの就業は、フレイル（要支援・要介護になる手前の状態）発生リスクを **34%軽減**できる調査結果となりました。

会員の皆さまも就業を通じて、またサークルを通じていつまでも健康を維持しましょう。定期的に検診や体力測定、認知機能検査を受けましょう。



ご案内

『わいわいがやがやお話の会』

すっかり暖かくなり春の気配を感じられるようになってきました。

「4月会員更新はどうしようかな？」とっておられる方、『わいがや会』に来てみませんか？

毎週、午後3時からシルバー人材センター紹介相談室で「働く、学ぶ、遊ぶ、参画する」のお話をしています。

今年度は、3月4日（水）・3月11日（水）の2回で終了です。

お気軽にお越しください。お待ちしております。

“新しいことにチャレンジ！ 新しい自分を発見！”



R7年度安全標語 優秀作品
杉原 進 さん

『慣れた頃
油断が招く
その手順』



事故の発生状況 「()」は保険適用外

	R8.2月	R7年度累計	前年度累計
傷害事故	0 (0)	2 (1)	4 (1)
賠償事故	0 (0)	12 (6)	5 (5)
派遣事故	0	0	0
合計	0(0)	14 (7)	10 (6)

彦根市内の就業中に会員が民家に向かって放尿するという事案が発生しました。

その民家には防犯カメラが設置されており、住人の方から苦情が入り発覚しました。

防犯カメラのデータ確認を行った所、当センターの会員であることが確定したため、当センター局長と業務担当の2名で謝罪に伺い、後日該当会員に来所してもらい、業務担当者・当センター理事長の面談を行い、厳重注意をし、今回は終了となりました。

以前も事務局便りに掲載しました、たばこのポイ捨て。こちらに関しては該当会員が不明のままです。

両事案とも軽犯罪法違反に問われます。

◆ 屋外での放尿は、軽犯罪法や公然わいせつ罪に該当する可能性があります。具体的には、以下のような法律が適用されることがあります。

- 軽犯罪法：公共の場での放尿は、1日以上30日未満の拘留または1,000円以上1万円未満の科料に処される可能性があります。
- 公然わいせつ罪：不特定多数の人が認識できる場所で放尿を行うと、公然わいせつ罪に問われる可能性があります。
- その他の罪：建物の壁に放尿をした場合、器物損壊罪や業務妨害罪に問われる可能性もあります。

これらの法律に基づくと、屋外での放尿は非常にリスクが高い行為とされています。

◆ タバコのポイ捨ては法律違反となる場合があり、火災や環境被害を引き起こすと刑事責任（逮捕や罰金）に発展する可能性があります。

《ポイ捨てで該当し得る法律》

・軽犯罪法違反

公共の場所で故意にごみや廃物（タバコの吸い殻を含む）を捨てた場合、軽犯罪法第1条27号に該当します。処罰内容は拘留1日以上30日未満、または科料1,000円以

上1万円未満で、前科として記録されることがあります。直接逮捕されるケースは少ないですが、逃走や証拠隠滅の恐れがある場合には逮捕される可能性があります。

・廃棄物処理法違反（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

何人も「みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、タバコのポイ捨ても含まれます。悪質・長期間・常習的なポイ捨ての場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、または併科が科される可能性があります

・道路交通法違反

車内からタバコをポイ捨てする行為は道路交通法に違反する場合があります。特に、後続車や通行人に危害を及ぼす恐れがある場合は、5万円以下の罰金や行政処分が科されることがあります

・河川法施行令違反

河川や水路にポイ捨てする行為は、河川を損傷・汚染する行為として禁止され、違反すると3か月以下の懲役または20万円以下の罰金が課せられる場合があります

《火災に関連する刑事責任》

・失火罪：過失により火災を発生させ建造物や他人の物を損傷させた場合に成立し、50万円以下の罰金が科される可能性があります

・重過失失火罪・放火罪：火災を発生させる危険性を予見できた上でポイ捨てをした場合、故意ではなくとも放火罪（現住建造物であれば死刑・無期懲役または5年以上の懲役）が成立することがあります

《市町村条例違反》

全国の多くの自治体では「ポイ捨て禁止条例」や「歩きたばこ禁止条例」が存在し、違反すると過料（数千円から2万円程度）が科される場合があります。特に公共の場でのタバコのポイ捨ては、条例違反として処罰対象となることがあります

就業会員の方々の大半がマナーを守り就業していますが、一部の違反行為者により他のシルバー人材センター会員全員のモラルが低いとひとくくりにされてしまいます。どうか市民・会員の信頼を裏切らない就業をお願いいたします。

令和8年度も継続して実施します

- ・事故当事者の方には、理事長、及び、安全適正就業委員長が事故原因と事故防止対策の為、面談させていただきます。慎重に無事故にて就業していただく様、宜しくお願いします。

場所：彦根市シルバー人材センター 会議室
理事長・安全適正就業委員長